

改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく 集積による利用権の設定（貸借）について

貸借

下記のとおりお手続きをお願いします。

1 お手続きに必要なもの

◎貸人の方

名称	交付場所	備考
認印	—	
土地課税台帳兼名寄帳 又は登記事項証明書	米沢市役所市民課又は税務課 法務局	発行日から3ヶ月以内のもの

*相続や土地改良事業等により土地所有者の変更があった場合は、必ず登記事項証明書の添付をお願いします。

◎借人の方

名称	交付場所	備考
認印	—	
耕作証明書	農地を所管する農業委員会	農地を市外に所有している方

2 注意事項

- ・相続登記がお済みでない農地は、相続登記が完了するまでお手続きできません。
- ・貸借料、貸借期間、貸借料の支払期日、水利事業費の支払者等を十分御協議いただき、お互いが御納得したうえで貸人、借人、お二人で御来局ください。
- ・土地課税台帳兼名寄帳や各種証明書はいずれも交付手数料が必要です。各交付場所にて手数料を御確認ください。なお、交付手続きの際に本人確認のため運転免許証やマイナンバーカード等の提示を求められますので御持参ください。

3 その他

- ・お手続きの締切日は毎月28日です。（休日・祝日の場合は直前の平日が締切日です。）
- ・利用権の設定は、農業委員会定例総会で審議し、公告後決定いたします。決定後に農用地利用集積計画書を貸人、借人双方へ送付いたしますので大切に保管してください。
- ・御不明な点がございましたら下記担当まで御連絡ください。

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市農業委員会事務局 農地担当
0238-22-5111
内線5604・5603